

番号	肝炎対策基本指針(国指針)	改正のポイント
28	また、肝炎ウイルスを排除し又はその増殖を抑制する抗ウイルス療法(肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療及び <b>インターフェロンフリー治療</b> 又はB型肝炎の核酸アナログ製剤治療をいう。以下同じ。)については、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防し、又は遅らせることが可能である。また、 <b>抗ウイルス療法は、結果的にウイルス量が低減することにより二次感染の予防につながるという側面もある。</b> このため、引き続き、抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果を検証していく必要がある。	
29	(4)肝炎医療をはじめとする研究の総合的な推進 肝炎は国内最大級の感染症であり、感染を放置すると肝硬変や肝がんといった重篤な病態に進行する。このため、肝炎医療の水準の向上等に向けて、肝炎に関する基礎、臨床及び疫学研究等を総合的に推進する必要がある。	
30	また、肝炎患者等の負担軽減に資するよう、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するために必要な研究についても、 <b>現状を踏まえて進める必要がある。</b>	
31	(5)肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発 肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気がつく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が <b>感染によるリスクを自覚した対応を図るよう</b> 、肝炎についての正しい知識を持つための更なる普及啓発に取り組む必要がある。	
32	さらに、肝炎患者等に対する不当な差別を解消し、また、感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するためにも、肝炎についての正しい知識を普及し、 <b>これにより肝炎患者等に関わる者が適切な対応を行うことができるようにすることが必要である。</b>	
33	(6)肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実 肝炎患者等及びその家族等の多くは、肝炎が肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態へ進行することに対する将来的な不安を抱えている。また、治療における副作用等、治療開始前及び治療中において、精神的な負担に直面することも多い。このため、こうした肝炎患者等及びその家族等の不安や精神的負担の軽減に資するため、肝炎患者等及びその家族等への相談支援を行う必要がある。	
34	また、肝炎患者等及びその家族等を含む国民の視点に立った分かりやすい情報提供について、 <b>引き続き取組を推進する必要がある。</b>	
第2 肝炎の予防のための施策に関する事		
35	(1)今後の取組の方針について 感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するため、全ての国民に対して肝炎についての正しい知識を普及することが必要である。	B型肝炎ワクチンの定期接種の実施を図ることを追記。
36	また、国は、地方公共団体に対して、妊婦に対するB型肝炎抗原検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目として示すほか、各医療機関において、当該検査の結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチンの接種等の適切な対応が行われるよう指導を求める等のB型肝炎母子感染予防対策を講じており、 <b>これらの対策の効果検証を行うとともに、引き続きこの取組を進める。</b>	
37	さらに、B型肝炎の感染はワクチンによって予防可能であることから、水平感染防止の手段の一つとして、 <b>B型肝炎ワクチンの定期接種を推進していく。</b>	
38	(2)今後取組が必要な事項について ア 国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するために <b>作成された</b> 日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資料や、 <b>高齢者施設及び保育施設における感染予防ガイドラインについて、地方公共団体等と連携を図りながら、普及啓発を進めるとともに、これらがより一層活用されるような方策を検討する。</b>	
39	イ 国は、ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、肝炎についての正しい知識と理解を深めるための <b>普及啓発を進めるとともに、その推進方策について、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し検討を進める。</b>	
40	ウ 国及び地方公共団体は、医療従事者等の感染のリスクの高い集団を中心として、B型肝炎ワクチンの有効性、安全性等に関する情報提供を行う。	
41	エ 国は、 <b>地方公共団体と協力して、B型肝炎ワクチンの定期接種の実施を図る。</b>	
第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項		
42	(1)今後の取組の方針について 肝炎ウイルスの感染状況を本人が把握するための肝炎ウイルス検査については、医療保険者や事業主等の多様な実施主体において実施されていることや、プライバシーに配慮して匿名で実施されている場合があることから、当該検査の実施状況の実態を把握することは困難な状況にある。	職域での肝炎ウイルス検査について、地方公共団体や拠点病院等と連携し、研究班の成果等も踏まえ、医療保険者、事業主等関係者の理解を得ながら、その促進に取り組むことを強調。
43	しかしながら、肝炎ウイルス検査体制の整備及び普及啓発を効果的に実施するためには、施策を行う上での指針が必要であることから、 <b>地方公共団体での肝炎ウイルス検査の実施状況等の肝炎ウイルス検査の実施状況を把握するための調査及び研究が引き続き必要である。</b>	

番号	青森県肝炎総合対策(現行)	改正のポイントに対する青森県の状況、今後の対応に対する評価
28		
29		
30		
31	(4)肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発 県民一人一人が自らの肝炎ウイルスの感染の有無を把握し、肝炎についての正しい知識を持ち、肝炎患者等に対する不当な差別を解消できるよう普及啓発に取り組めます。	1 ラジオ広報や県民公開講座を通じ実施している。
32		
33	(5)肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実 不安や精神的負担の軽減に資するため、相談支援やわかりやすい情報提供をすすめます。	1 H27年度からフォローアップ事業を県・市町村で開始し、陽性者の適切な受診が行えるよう、初回精密検査費助成事業、定期検査費助成事業を開始している。
34		
第2 肝炎の予防のための施策		
35	(1)課題 肝炎ウイルスは血液を介して人から人へと感染します。現在は、医療行為で感染することはほとんどなくなりましたが、覚醒剤などの注射器の使い回し、入れ墨・ピアス、性行為、母子感染(C型では感染率は低い)については現在も感染経路として考えられます。感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するため、県民に対し、肝炎についての正しい知識を普及する必要があります。	1 B型肝炎ワクチンの定期接種について、項目を追加する。 2 国の指針を引用しながら本県の状況等に修正する。
36		
37		
38	(2)今後の対応 ア 県及び市町村は、肝炎ウイルスの新たな感染の発生を防止するため、公開講座の開催等様々な機会を活用し、肝炎ウイルス感染予防のための正しい知識の普及啓発を行います。	ア 県民公開講座等を開催し、肝炎についての正しい知識の普及啓発を行っている。
39	イ 県は、ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、肝炎について正しい知識と理解を深めるため、学校保健と連携した普及啓発を行います。	イ 教育庁には、広報資料の提供等を行い普及啓発活動を行っている。
40	ウ 県及び市町村は、B型肝炎による母子感染の防止を徹底するため、妊婦健診の機会を通じた肝炎検査の重要性や大切さについて浸透を図ります。	ウ 妊婦健診時には、肝炎ウイルス検査も行い、H28.10出生分からB型肝炎ワクチンの定期接種も市町村で実施している。
41		(追加)
第3 肝炎検査の実施体制の充実		
42	(1)課題 肝炎ウイルスの感染経路は多種多様であり、本人の自覚なしに感染している可能性があることを含めて、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行い、全ての県民が少なくとも生涯に一回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要です。 肝炎検査を受検する必要性や、肝炎ウイルス検査の結果を正しく認識できるよう、肝炎の病態等に係る情報提供を継続していく必要があります。	1 職域での肝炎ウイルス検査の促進について、具体的に総合対策に明記することについて、事業の効果について意見を伺いたい。 (資料5-2で議論) 2 国の指針を引用しながら本県の状況等に修正する。(職域での肝炎ウイルス検査)
43		



番号	肝炎対策基本指針(国指針)	改正のポイント
44	また、肝炎ウイルス検査の未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない者等、感染の事実を認識していない肝炎患者等が多数存在することが推定される。このため、感染経路は様々であり、本人の自覚なしに感染している可能性があることを含めて、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行い、全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要であることを周知する。	
45	また、 <b>研究の成果も踏まえ、受検者の利便性に配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めるとともに、施策の効果を検証するための研究を推進する必要がある。</b>	
46	<b>また、受検率の向上に当たっては、肝炎ウイルス検査等を勧める肝炎医療コーディネーターやITの活用等、現場の状況に応じた対応を図っていくことが重要である。</b>	
47	さらに、肝炎ウイルス検査の結果について、受検者各自が正しく認識できるよう、肝炎の病態等に係る情報提供を行うとともに、肝炎医療に携わる者に対し、肝炎ウイルス検査に関する <b>最新の知見についての研修や情報提供を適切に行う必要がある。</b>	
48	(2)今後の取組が必要な事項について ア 国は、国民の肝炎ウイルス検査に係る受検率や検査後の受診状況等について把握するための調査及び研究を引き続き行う。	
49	イ 国は、現在、地方公共団体が実施主体となって行っている肝炎ウイルス検査について、地方公共団体に対し、引き続き、検査の実施とその体制の整備を要請する。 <b>地方公共団体は、例えば肝炎医療コーディネーター等を活用した普及啓発等の個別の受検勧奨等を進めるとともに、医療機関への委託検査や出張型検診等、利便性に配慮した体制の整備を図る。国は、これらの地方公共団体の取組に対して、研究班での成果等を踏まえ必要な支援を行う。</b>	
50	ウ 国及び地方公共団体は、 <b>相互に協力して、肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組み、あわせて、肝炎ウイルス検査の受検について、職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者を通じ、職域において受検勧奨が行われるような取組を図る。</b>	
51	エ 国は、多様な検査機会の確保の観点から、健康保険法(大正十一年法律第七十号)に基づき行われる健康診査等及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)に基づき行われる健康診断時に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、 <b>地方公共団体や拠点病院等と連携し、研究班の成果も踏まえ、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組む。</b> また、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いがなされるよう、医療保険者及び事業主に対して引き続き周知を行う。	
52	オ 国、 <b>国立研究開発法人国立国際医療研究センター肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター(以下「肝炎情報センター」という。)</b> 、地方公共団体、拠点病院等は、相互に連携を図りながら、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者各自が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、肝炎の病態、治療及び予防に関する情報について、 <b>受検者等への普及啓発を行う。</b>	
53	カ 国及び地方公共団体は、 <b>肝炎情報センター及び拠点病院の協力を得ながら、医療機関に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、例えば電子カルテによるシステムを利用する等により、受検者に適切に説明を行うよう依頼する。</b> 医療機関は、 <b>肝炎ウイルス検査の結果について確実に説明を行い、受診につなげるよう取り組む。</b>	
54	キ 国、 <b>肝炎情報センター、地方公共団体及び拠点病院は、肝炎ウイルス検査実施機関において適切な検査が実施されるよう、保健所や医療機関の従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修の機会を提供する。</b> また、 <b>研修の実施機関は、研修の実施状況について、適宜、国や都道府県に報告する。</b>	
第四 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項		
55	(1)今後の取組の方針について 肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要と判断された者が医療機関で受診しない、また、たとえ医療機関で受診しても、必ずしも適切な肝炎医療が提供されていないという問題点が指摘されている。	① 検査陽性者の受診勧奨、フォローアップの取組を一層推進することを強調。 ② 肝炎連携拠点病院は、地域の肝炎患者の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関として、 <b>専門医療機関やかかりつけ医と連携しつつ、良質な肝炎医療の環境を整備するよう取り組むべきことを明確化。</b>
56	このため、全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、 <b>国が示す地域の肝炎連携体制のあり方に基づき、拠点病院は、専門医療機関及びかかりつけ医との協働による地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要がある。また、拠点病院等の支援を行うため、肝炎情報センターは、肝炎医療に携わる者に対する研修の実施や情報提供、相談支援等を行うとともに、必要な調査や提言等を行う。</b>	③ 肝炎情報センターの基本的な役割(拠点病院等への研修、情報提供、相談支援等、必要な調査や提言等)を明確化。
57	また、地域や職域において健康管理に携わる者を含めた関係者の <b>協力を得ながら、肝炎患者等に対する受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進することにより、肝炎患者等の適切な医療機関への受診につなげる必要がある。あわせて、精密検査の受診率の把握にも取り組む必要がある。</b>	④ 心身等の負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、 <b>事業主への周知を進めるなど、肝炎患者の就労支援への取組を強化。</b>
58	さらに、これらの取組については、 <b>居住する地域にかかわらず適切な肝炎医療を等しく受けることができる肝炎診療体制の確保を目指し、都道府県の実情に応じて推進する必要がある。また、その実施状況を把握し、効果的であるか適宜検証を行いながら実施する必要がある。</b>	
59	また、 <b>心身等への負担がより少ない治療が可能となったことや、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等を踏まえ、肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業主、職域において健康管理に携わる者及び労働組合をはじめとした幅広い関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要がある。また、就労支援に関する取組について、肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業の成果も活かしつつ、その推進を図る必要がある。</b>	
60	また、 <b>肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成の実施、重症化予防のための定期検査費用助成の実施、肝炎医療に係る諸制度の周知及び新たな抗ウイルス療法に関する情報を全国に適切に提供することにより、肝炎の早期かつ適切な治療を推進する。</b>	

番号	青森県肝炎総合対策(現行)	改正のポイントに対する青森県の状況、今後の対応に対する評価
44		
45		
46		
47		
48	(2)今後の対応 ア 県及び市町村は、肝炎ウイルス検査を引き続き実施するとともに、受検しやすい環境の整備や、住民に向けた肝炎ウイルス検査に関する広報に努めます。	ア 肝炎ウイルス検査については、健康増進事業においてH29年度から40市町村で行うこととなった。また、ラジオ広報等において、受検勧奨を行っている。
49	イ 県は、県民に対して、生涯に1回肝炎ウイルス検査を受けることが必要であり、自分自身が肝炎検査を受け、結果がどうであったか、自覚できるような普及啓発を行っています。	イ H29年度、自身の検査結果の自覚や術前検査での説明に利用していただけるよう肝炎検査カードを作成した。
50	ウ 県及び市町村は、肝炎ウイルス検査の結果、要精検とされた者に対して、検査結果を正しく認識できるよう、また受診につながるよう、様々な媒体を活用しわかりやすい説明を実施します。	ウ 検査陽性であった場合は、初回精密検査費助成の案内や調査を行いながら受診勧奨を行っている。
51	エ 県は、職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者の理解と協力の下、引き続き、これらの関係者から、労働者に対する受検勧奨が行われるよう要請します。	エ H27年度から職域肝炎ウイルス検査費用助成事業を行っている。
52		
53	オ 県は、医療機関に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、受検者に適切に説明を行うよう要請します。	オ 手術前検査での肝炎ウイルス検査の結果説明は、研修会・協議会において医療機関へ説明を行っている。
54		
第4 肝炎医療を提供する体制の確保		
55	(1)課題 肝炎患者に関する専門医が極めて少ない状況にある本県においては、肝炎患者等が、継続して適切な医療を受けることができる体制を構築するため拠点病院と専門医療機関だけではなく、かかりつけ医を含めた肝炎診療ネットワークを引き続き充実していく必要があります。 肝炎患者等の健康保持のためには、病態に応じた適切な肝炎医療を提供する必要があり、肝炎治療に関する治療の質の均等化と一層の向上を図ることが重要です。 肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成及び肝炎医療に係る諸制度について、県民が適切に活用できるよう情報提供する必要があります。	1 国の指針を引用しながら本県の状況等に修正する。 (フォローアップ事業、初回精密検査費用助成事業、定期検査費用助成事業の実施、県と拠点病院と相互に連携する等について追加)
56		
57		
58		
59		
60		